

# 日本の近代工業化の発展過程-殖産興業政策・財政・労働力の視点から-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2014-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秦, 小紅 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16582">http://hdl.handle.net/10291/16582</a>

# 日本の近代工業化の発展過程

——殖産興業政策・財政・労働力の視点から——

## The Process of Japan's Modern Industrialization

——The View from Industrial Development Policy, Finance and Labor——

博士前期課程 商学専攻 2011年度入学

秦 小 紅

QIN Xiaohong

### 【論文要旨】

日本は第二次世界大戦後の経済的破局からわずか半世紀の歳月で、再び世界の経済大国の座に復帰した。それを可能にした要因の一つは、日本の近代産業が明治初期における殖産興業政策の展開によってその土台を構築するとともに、新たな経済発展の刺激要因を受けて飛躍的な成長を達成し、戦後復興に極めて重要な人的資本や制度などを蓄積してきたことにある。したがって、日本の産業近代化のスタートともいえる殖産興業政策についての研究は、日本の近代工業化の発展を理解するためには不可欠であろう。さらに、日本の近代工業化の構図を明らかにするために工業化に必要な財源が如何に確保され、近代移植産業で働く労働者が如何に創出されたのかも究明しなければならないであろう。

本稿は、近代工業化の主要政策である殖産興業政策はなぜ行われたのか、どのように展開されたのか、どのような効果があったのか、また近代工業化に必要な財源や労働者が如何に創出されたのかといった問題の究明に取り組もうとしたものである。章の構成は次の通りである。第1章ではまず西欧列強の圧力から殖産興業政策の展開の必然性を説明した。次に近代産業の移植を中心に殖産興業政策の内容を概観し、その効果をもって殖産興業は日本の近代工業化に大きく貢献したことを強調した。第2章では地租改正の展開およびその影響の分析を通じて、財政・労働者の側面から近代工業化の促進策の実施を可能にした要因を検討し、日本の近代工業化は農民たちが支えてきたことを明らかにした。

【キーワード】 近代工業化、殖産興業政策、地租改正、財政、労働者

## 目次

### はじめに

#### 1. 殖産興業政策の展開

##### 1-1 欧米列強の圧力

##### 1-2 殖産興業政策の概観およびその意義

##### 小括

#### 2. 地租改正

##### 2-1 地租改正の展開過程

##### 2-2 地租改正の日本近代工業化への影響

##### 小括

### おわりに

## はじめに

日本は第二次世界大戦後の経済的破局からわずか半世紀の歳月で、再び世界の経済大国の座に復帰した。それがなぜ可能であったのかは、一つは日本を「反共の防壁」として急速に復興させていこうというアメリカの対アジア戦略と深く関係している。加えて、明治初期に展開された殖産興業政策によって、近代産業の土台が既に構築されていたことも重要である。しかも明治初期に移植・興業された近代産業は新しい経済発展の刺激要因を受け、大きな成長を達成し、第一次世界大戦後は既に日本を世界の一流工業国（なお軽工業を中心に）へと転身させた（高橋 [1973a], pp. 3-21)<sup>1</sup>。

このような日本近代産業の土台を構築した殖産興業政策はなぜ行われたのか、どのように展開されたのか、どのような効果があったのかといった問題を究明することは、日本の近代工業化の発展についての理解を深めることに寄与するであろう。さらに、日本の近代工業化の構図を明らかにするために工業化に必要な財源が如何に確保され、近代移植産業で働く労働者が如何に創出されたのかも究明しなければならないであろう。本稿はこれらの問題に取り組もうとしたものである。本稿を通じて、西欧列強の脅威に直面した明治政府は、いち早く日本を一つの独立国家に作り上げるために、農村に過重な負担を負わせ、軍事産業を中心とする殖産興業を全力で推進し、日本の近代工業化を図ったことが明らかになった。

本稿の構成としては第1章ではまず西欧列強の圧力から殖産興業政策の展開の必然性を説明し

---

<sup>1</sup> 新しい経済発展の刺激要因というのは、1888年の銀貨低落による輸出の促進や日清戦争後中国における特権や賠償金の獲得、1899年の治外法権の撤廃による貿易取引上における日本商人に対する不利の解消、日露戦争後の植民地的利権の拡充や外資の積極的な導入、1911年の関税自主権の回復による関税で自国産業を保護することの実現などがある（高橋 [1973a]）。

た。次に近代産業の移植を中心に殖産興業政策の内容を概観し、その効果をもって殖産興業は日本の近代工業化に大きく貢献したことを強調した。第2章では地租改正の展開およびその影響の分析を通じて、財政・労働者の側面から工業化の促進策の実施を可能にした要因を検討し、日本の近代工業化は農民たちが支えてきたことを明らかにした。

## 1. 殖産興業政策の展開

徳川幕藩体制は封建体制の内部危機および欧米列強からの圧力の相互作用によって崩壊した<sup>2</sup>。新しく誕生した明治維新政府の主要任務は何よりも欧米諸国からの先進技術や近代制度を導入し、諸産業を発展させ、一日も早く日本を万国と対峙できる一つの独立国家にすることである。その主要な対応策は周知の通りに殖産興業の展開であった<sup>3</sup>。

本章ではまず欧米列強の外圧に焦点を当て、殖産興業の必然性を検討する<sup>4</sup>。そして近代産業の

---

<sup>2</sup> 封建的支配階級は農村余剰を確保し、そして可能な限り自分の手中に収めるように商品経済の発達を抑止するための様々な規定・制度を設けた。農民の土地への緊縛、転職禁止、田畑永代販売禁止、分地制限、番所の設置、津留制度、専売制度、さらに鎖国体制の完成などがそれである。しかし、商品経済は支配階級の年貢米の商品化によってまず展開され、それに伴う商品流通機構の整備や交通の発達につれてさらに促進された。また農業生産力の向上に伴う農民の商品経済の展開は農村への商人資本・高利貸資本の浸透をもたらし、農民層の分解を促進し、大量の没落農民を生み出した。このように商品経済の農村への浸透による独立農業生産者層の縮小は封建体制の経済的基礎を崩し、幕府・領主そしてその家臣団である武士に窮乏をもたらし、社会矛盾の激化も招いた。幕府末期における下級武士の反抗、都市細民の打ち壊し、農民による一揆の頻発は徳川封建社会の内部的危機を如実に表している。それに加えて欧米列強の脅威も徳川幕藩体制にさらなる衝撃を与えた。開港貿易は従来からの御用商人・特権商人を中心とする流通機構に大きな打撃を与え、封建体制の解体を加速させた。それと同時に在来産業（とくに綿糸・綿織物業）を破滅させ大量の没落農民を生み出した。また、開港後の激しい物価騰貴は既に窮乏のどん底に追い込まれた下級武士・都市細民・農民の生活を更に悪化させ、彼らの反抗を激化させ、幕藩体制を根底から揺るがした（楨西・加藤・大島・大内 [1980]、遠山 [2000]、石井 [2006]、ノーマン [2007]）。

<sup>3</sup> 殖産興業政策は徳川幕府体制の各時期においても「幕政改革」・「藩政改革」の一環として、国産奨励や殖産興業の形で行われた。田中豊喜氏はこの時期の殖産興業政策について「この政策の特徴は封建的危機に対応して幕府および諸藩がそのふるい体制を強化・保持しようとしておこなった一連の封建的政策である」（田中 [1964]、p. 3）と定義する。それは明治維新政府による殖産興業政策が封建体制の撤廃によって大きく推進されたことと大きく相違している（高橋 [1968a]、p. 203-206）。高橋亀吉氏は徳川中期以降の封建的殖産興業と明治維新の殖産興業とは全く異質のものであると規定する。前者は封建的価値判断—営利を蔑視する—に基づいたものであるに対して、後者は営利主義原則、しかも旧武士道的奉公精神が強い性格を特徴とする営利主義の基盤のうえに築かれたものである。また、殖産興業の手法についても両者は著しく異なっていると指摘している（高橋 [1968a]、pp. 199-203）。

<sup>4</sup> 高橋亀吉氏は、殖産興業が維新政府の創立初期から特段に重視された理由を根本的事情と直接的要求に分けている。根本的事情は「鎖国が破れて開国となり、国際的政治経済の一環となったこと」と、「明治四年の廃藩置県によって従来の各藩割拠の経済から全国一単位の国民経済を形成したこと」（高橋 [1968a]、p. 195）にある。直接的要求は主に軍事的・財政的・国際取支の理由および士族授産の急務といったものがある（高橋 [1968a]、pp. 196-198）。実は根本的事情にしても直接的要求にしても直接的・間接的に外国からの影響が見られる。まず廃藩置県の影響や士族授産の必要はさかのぼると徳川幕藩体制の崩壊によるものである。注2で述べたように欧米諸国の外圧が幕藩体制の崩壊を導いた大きな要素の一つであるため、廃藩置

移植・育成を中心に殖産興業の内容を概観し、その成果をもって殖産興業は日本の近代工業化に多大な貢献を与えたことを改めて強調したい。

### 1-1 欧米列強の圧力

19世紀半ばごろの欧州列強は商品市場と原料を獲得するために、武力をもってすでに数多くの東洋国家を自国の植民地あるいは半植民地に転化させた。その侵略の触手はいよいよ日本にも伸びてきた（高橋 [1968a], p. 15）。

1853年（嘉永6年）に東亜市場をめぐりイギリスと競争しつつあるアメリカは、クリミア戦争や中国におけるアロー号事件の処理などに忙殺したイギリスを抜いて日本に来航し、翌年（安政元年）に幕府に日米和親条約を締結させた。それに刺激されたイギリスをはじめとする欧州諸国も次々と来航し、幕府に開港・貿易を要請した。そして、1858年（安政5年）に日本はついにアメリカ、イギリス、オランダ、ロシア、フランスと次々に通商条約を締結し、翌59年（安政6年）6月に神奈川（横浜）・長崎・箱館の開港をもって本格的な自由貿易を開始した<sup>5</sup>（楳西・加藤・大島・大内 [1980], pp. 128-134）。

外国との通商条約はいずれも片務的な領事裁判権・協定関税・最恵国条項を支柱とする不平等条約であり、その背後には欧米列強の強力な軍勢力が潜んでいたことは言うまでもない。欧米列強の軍事威力は早くも生麦事件を契機に勃発した薩英戦争（1863年・文久3年）や長州藩の外国船を砲撃したことに対するイギリス、アメリカ、フランス、オランダの四国連合艦隊の長州攻撃によって思い知らされた（遠山 [2000], pp. 115-117）。

これを契機に最も強烈な攘夷派の薩長両藩は、欧米諸国から吸収すべきことがあると認識を改めた。この薩長両藩の出身者はのちに明治維新政府の首脳層となった。彼らがいち早く殖産興業を展開するのは欧米諸国からの脅威を常に意識しているからであった。また、不平等条約のもとで行われた開港貿易に従事している外国商人の横暴ぶりを目にした明治政府は、国力を強化し条約改正を

---

県の影響や士族授産の急務から求められた殖産興業に外国からの圧力が間接的に作用していると言える。また、軍事的・財政的・国際収支的理由からみても、外圧の存在が無視できない。欧米諸国が武力で幕府に開港させることや武力を後ろ盾に日本国内（とくに外国居留地）で恣意に横行を振りまくことは維新政府に「富国強兵」のスローガンのもとに殖産興業を行う必要性を痛感させた。不平等条約に強いられた低率の関税は維新政府の財政収入を悪化させる一因であり、そして強制開国に伴う大量の安価な工業製品の流入は国際的収支を悪化させた要因である。従って外圧は明治維新政府に殖産興業政策を展開させた最も重要な契機と言えるだろう。

<sup>5</sup> 条約締結当時、幕府は神奈川（横浜）・長崎・箱館のほかにも新潟・江戸・大阪・兵庫（神戸）の開港も約束したが、国内の攘夷運動の激化にともなって、その実施が不可能となった。それと引き換えに輸入税を当初の20%から5%へ引き下げることが欧米列強に強要された。そして1866年（慶応2年）に改税約書の調印をもって、ほとんどの輸入品の関税率は5%まで引き下げられた（楳西・加藤・大島・大内 [1980], p. 133）。幕府が大阪・兵庫（神戸）のような江戸から離れている港の開港を拒否したのは、貿易独占を断念しても、できるだけ貿易の中心を自分が掌握しやすいところに設置しようとしたからである（石井 [2006], p. 93）。

行い、日本を独立国家に作り上げるための殖産興業を迅速に展開しなければならないことを痛感したに間違いはない。

その外国人の横暴な振る舞いは経済的独占および領事裁判権の濫用という両面から現れている（高橋 [1968a], pp. 167-192；海野 [1967], pp. 48-67）。明治30年代まで日本の貿易は殆ど外国資本によって支配されていた。それは日本の輸出入貿易における外国商人取扱高の割合を見ればわかる。1889年（明治22年）までその割合は8割以上の水準で維持されていた。特に1884年（明治17年）においては外国商人の取扱高は実に輸出の99.4%、輸入の99.7%を占めた（高橋 [1968a], p. 168）。

金融上・海運上における外国資本の独占的状態も外国商人による貿易支配を端的に証明している。明治初年ではオリエント銀行やチャータード・マーカンタイル銀行をはじめとする外国銀行が横浜に支店を開設し、これらの外国銀行は膨大な資本力と外国商社との連結で外国為替業務を独占した。一方、外国商社は銀行の信用と資本力をもとに貿易活動を拡大した（海野 [1967], pp. 60-62）。また海運における外国船舶の支配力も圧倒的であった。1875年（明治8年）の開港場における入港汽船に占める外国船の比重は84.4%であり、次第に後退していく傾向を見せながらも、1884年（明治17年）においては、なお80.4%、1889年（明治22年）は77.5%、1903年（明治36年）は61.8%の高比重を占めた（高橋 [1968a], p. 169）。

外国人の暴行は治外法権下の領事裁判権の濫用からも示されている（高橋 [1967], pp. 168-171；高橋 [1968a], pp. 176-184）。条約国の外国人は日本政府の法律規定の束縛を受けていなかった。彼らが犯罪を起こしても、それぞれの国の領事が裁判を行い、しかもその裁判は多くの場合に日本に不利なものであった。治外法権に保護された外国商人による不正・不当な商行為もよく見られた。例えば当時最も主要な輸出品である生糸の貿易をめぐる、生糸売込み問屋との取引における外国商人の不正行為が多発した。外国商人は生糸を量るときに、売込み問屋または製糸屋に不利な量り方を強いたり、生糸を受け取るときに証書を発行しなかったり、また市況が自分にとって不利であるとき、勝手に契約を破ったりすることを平気に繰り返してきた。

このような外国商人による貿易の独占や治外法権下の外国人の横暴な振る舞いは、日本の経済発展に多大な被害をもたらした<sup>6</sup>。それに対応するために、明治政府は1872年（明治5年）から条約改正に乗り出し、「商権回復」運動を促進しながら、西欧から近代科学や技術、制度を積極的に導入し、近代産業の育成に力を注いだ<sup>7</sup>。それは近代産業の発達や国力の増強こそが不平等条約を撤

<sup>6</sup> 国民の蓄積力の減殺、財政悪化、国際収支悪化、金融の窮迫、円為替相場の低落などがある。詳細は高橋 [1968a], pp. 167-192を参照のこと。

<sup>7</sup> 「商権回復」運動の有名な例としては生糸荷預所事件（1881年9月1日から同年11月19日まで）が挙げられる。それは生糸売込商人が外国の商権掌握に対抗するために連合生糸荷預所を設置し、荷預所規則にもとづく対外商取引を確立しようという動きに外国商人から大きな反発をもたらしたことから始まり、次第に売込商人が頂点に立ち、荷主・生産者が参与し、「商権回復」の国民的利益を強調する全国的な「商権回復」運動へと発展した事件である。その後外国の圧力、内部分裂、取引停止による滞貨の累積、荷為替資金の長期借

廃し、一人前の独立国家を構築するための根本的な解決策であると明治政府が深く認識したからであろう。

これまで、近代工業化の主要な政策である殖産興業が展開された要因を欧米列強からの圧力に焦点を当てて検討してきた。次節では殖産興業の内容と成果を概観し、殖産興業が日本の近代工業化に多大な貢献を与えたことを改めて強調したい。

## 1-2 殖産興業政策の概観およびその意義

殖産興業政策は資本主義的生産を創設・育成または保護するために行われた政策の総体である(田中 [1963], p. 57)。それは西欧諸国からの科学技術や制度の導入、それを実行するための資金調達策や労働力の創出策なども含まれた幅広いものである。本稿は近代産業の移植およびそれに必要な財源の確保や労働力の創出に焦点を当てた分析であり、近代的制度の導入については別稿に譲りたい。そして本節ではまず近代産業の移植を中心に殖産興業政策を概観するとともに、その成果をもって日本の近代工業化にとっての殖産興業の重要性を改めて強調したい。

殖産興業政策の展開は官営事業を中心にする段階(1868-1880年)と民営保護を中心にする段階(1880-1885年)に大別することができる<sup>8</sup>。

第一段階の官営主義的殖産興業政策は旧幕藩営工場の接收から幕を開いた。明治政府が成立してまもなく、旧幕営の関口製造所・長崎製鉄所・横須賀製鉄所・石川島造船所などを接收し、のちに東京砲兵工廠・大阪砲兵工場・横須賀海軍工廠・海軍造兵廠という四大官営軍事工場となった。この四大官営軍事工場は兵器艦船の製造のほか、鉱山用機械、紡績機械、蒸気機械、旋盤、平削盤、堅盤などの幅広い機械も製造し、日本の造船、機械、鉄工作などの近代化に大きく貢献した。明治政府は軍事工場のほか、数多くの幕藩営鉱山も接收した<sup>9</sup>。官営鉱山によって日本における鉱業の近代化の土台が構築された。加えて、接收された汽船会社や物産専売機関はその後近代海運業や近代的貿易会社の起点となった(楢西・加藤・大島・大内 [1986], pp. 375-379; 高橋 [1968a],

---

入れによる荷主の金利負担の増加などの理由で外国との和解を余儀なくされ、取引慣行の改善だけを勝ち取ったが、荷預所事件を契機に明治政府は外国商人の活動を居留地に限定し、外国人の内地通商権獲得の道を封じこむ方針を貫徹したところに意味がある(海野 [1967], pp. 92-276)。そもそも荷預所事件の日本側の全敗は外国公使・商人の強硬な対応に負うところが大きい。裏を返して言えば、日本の国力が貧弱であるからこそ外圧に妥協あるいは屈服するしかない。この失敗は明治政府に改めて殖産興業政策を通じて富国強兵を急ぐことの重要性を痛感させただろう。

<sup>8</sup> 判断基準によって段階の区分も相違する。例えば殖産興業の政策担当の官庁組織の変化を基礎にする場合、過渡的段階(1868-70年)、工部省段階(1870年末-73年)、内務省段階(1873年末-80年)、農商務省段階(1880-85年)に大別できる(石井 [2006], pp. 123-136)。また経済的・社会的・政治的環境による殖産興業に対する意欲の相違を基準に、停滞期(1868-1877年)、本格的な発足期(1878-1883年)、発達期(1884-1885年)に別ける研究もある(高橋 [1968a], pp. 215-227)。

<sup>9</sup> 当時明治政府に官取された主要鉱山は佐渡(金銀)・生野(銀)・三池(石炭)・高島(銀)・阿仁(銅)・院内(銀)・釜石(鉄)・中小坂(鉄)・小阪(銀)・大葛(金銀銅)・真金(金銀銅)・油戸(石炭)・十輪田(銀鉛)・幌内(石炭)など諸鉱山がある(楢西・加藤・大島・大内 [1986], pp. 378-379)。

pp. 276-277)。

工部省は1870年(明治3年)閏10月に設立され、鉱山・製鉄・鉄道・灯明台・電信など幅広い範囲で殖産興業を行った。殖産興業政策の多くは当初外資の阻止・排除を直接の契機として展開された(千田[1972];石井[2006], pp. 125-127;高橋[1968a], p. 277)。例えば鉄道では外国資本に敷設利権を握られるのを防ぐために、1869年(明治2年)にイギリスから借金を請願し、自ら翌年に東京・横浜間の鉄道敷設を着手した。製鉄・造船においては、維新政府が財政窮乏に悩まされながらも旧幕営から横須賀製鉄所・長崎製鉄所を接収したのもフランスの抵当権を解除したいからであった。電信の場合も同様に米仏資本の架設請願を阻止するために、維新政府は1868年に東京・横浜間の架設に踏み切った。鉱山では明治政府の独占体制が早くから確立したことも貨幣制度面での外圧によって促進されたものである。このような外圧を契機とした殖産興業政策による海運、陸運、そして電信通信の発達は人流物流の交通を増加し、交通の時間を短縮し、大きな経済的効果をもたらした(高橋[1968b], pp. 932-944)。鉱山の開発は輸入に必要な外貨、鉄道・汽船などに必要なエネルギーを提供し、また産業相乗効果による機械産業<sup>10</sup>や運輸業などの発展を促進したことをもって、日本近代化建設に少なからず貢献した(高橋[1968b], pp. 549-562)<sup>11</sup>。

1873年(明治6年)に内務省が新設された。内務省は工部省と違い、輸入防遏を実現するために在来産業の育成を目標とした<sup>12</sup>。したがって農牧業と農産物加工業を対象に殖産興業政策を行った。官営施設の「藤田新宿試験場」、「取香種畜場」、「三田育種場」や北海道開拓使による数力所の模範工場においては良種の育成、畜種の改良、農具の生産、機械の使用などが試みられた(楢西・加藤・大島・大内[1986], pp. 380-381;田中・浅田[1978], p. 167)。農産物加工業では内務省は富岡製糸場と堺紡績場を大蔵省から引き継いだほか、新町屑糸紡績所・愛知および広島紡績所などの模範工場を新しく設立した(石井[2006], p. 128)。その設立は製糸技術・紡績技術の普及を促進し、繊維産業の近代化に大きく貢献したことは周知のことである。

官営事業を中心とする殖産興業政策は1880年に入ると、方針転換を余儀なくされた<sup>13</sup>。1881年(明治14年)における伊藤=松方体制の確立に伴って、殖産興業政策は大久保・大隈財政の官営中

<sup>10</sup> 日本の機械産業に大きく寄与したものは上述の四大軍事工場のほか、工部省の管轄下にある赤羽工作分局も挙げられる。そこでは幅広い機械器具が製造された(楢西・加藤・大島・大内[1986], pp. 377-378)。

<sup>11</sup> 鉱山の近代化は専ら民間鉱業家によって行われた。なぜ官営鉱山は殆ど失敗に終わったかという点、それは西欧の近代鉱業技術を直訳に吸収しようとすることによって経営の非効率をもたらしたからである。それに対して民間鉱業家は西欧鉱業技術を当時日本の実情に合わせ独自な方式に組み直したため、有利な採算基盤を築くことができた。そして1884年(明治17年)からの官営鉱山の払下げによって官営鉱山に蓄積された技術が民間鉱業家に開放され、その鉱業技術のさらなる向上をもたらした、日本の鉱業近代化を促進した(高橋[1968b], pp. 578-589)。

<sup>12</sup> 明治初期においては政府が大量の政府紙幣・銀行紙幣をもって財政の不足を補った。こういった不換紙幣の濫発はインフレーションをもたらした。とくに西南戦争を契機に征討費を捻出するための新紙幣の増発は激しいインフレーションを招いた。そのインフレーションに対して、政府はその原因が輸入超過による正貨の流出にあると判断し、正貨を確保するために輸入防遏・輸出促進政策を強化した。その政策の一環として内務省による在来産業を対象とする殖産興業政策がある(楢西・加藤・大島・大内[1986], pp. 412-426)。

心主義から伊藤・松方財政の民営中心主義へと転換した<sup>14</sup>。松方財政の代表的な政策としては官業払下げ政策がある。政府は軍事工場、鉄道、電信といった軍事工業や直接的軍事関連産業を除いて、他の官営事業は殆ど払い下げた。その受取先は主に政府に人脈のある特権的政商であり、しかも無償に近い条件で払い下げられた。一例を挙げると、政府は18万9千円余りを投じた品川硝子製造所を約8万円で5ヵ年据え置き55ヵ年賦という条件で払い下げた（楯西・加藤・大島・大内 [1986], p. 383）。

このように政府は払い下げ政策を通じて商人資本の産業資本への転換を温室的に助長しながら、それと同時に工部省にかわって農商務省を設置し、民間産業の育成・保護をより一層積極的に展開した（浅田 [1997], pp. 191-195）。その対象は鉄道、海運をはじめ、紡績、製糸、織物、製糖、製紙なども含み、広範にわたった。例えば当時最大の外貨獲得産業である製糸業に対して、政府は法律・教育・金融の面からそれを支え、製糸業における技術向上や生産性の改善に大きく寄与した（拙稿 [2012a]）。それは製糸業自体の成長を促進したことはもちろんのことであり、近代産業の発展に必要な原料資材を輸入するための資金の確保という視点からみたら、製糸業における保護政策は産業全体の近代化にも貢献したと言えるだろう。このような保護政策が産業全体にわたって行われたことを考えれば、それが日本の近代産業発展の土台を構築し、のちの本格的な発展の基盤を提供したことは間違いない。

上記の殖産興業政策の効果は明治20年代以降の新しい発展要因を加えて顕著に表れ始めた<sup>15</sup>。交通運輸では鉄道は1883年（明治16年）の約245マイルから1888年（明治21年）の約1000マイルへと延長し、日清戦争前年の1893年（明治26年）に3000マイルまで増加した（高橋 [1973c], p. 16）。

---

<sup>13</sup> 1880年までの殖産興業政策が官営事業を中心としていたことは、民間事業を無視したことを意味していない。例えば政府は財政資金をもって民間事業や個人（政商を中心に）への貸付も盛んに行った（石井 [2006], pp. 129-131）。1870年代の末に入ると、官営事業を中心とする殖産興業政策が方針転換を余儀なくされた。それは主に近代産業の移植・育成の模索段階にある明治初期においては、多くの官営事業が失敗し大きな赤字を出してしまったことによる財政窮乏や、当初財政の不足を賄うために政府が大量の不換紙幣を発行し、それに伴うインフレーションは西南戦争を契機に一層激化し、それを治めるために財政赤字を減らさなければならないことなどによるものである（同上, pp. 132-133）。そのような見方に対して、高橋亀吉氏は方針転換の根本的な原因を民間企業家が近代経済発展の担い手としての資格を具備しつつあることに求めている（高橋 [1968a], p. 280）。

<sup>14</sup> 実は大隈重信も西南戦争を契機に激化したインフレーションに対応するために、紙幣整理を図り、1880年に膨張的財政から緊縮財政へと転換した。ただし、紙幣整理の方法について大隈が一気に消却するという主張に対して、松方正義は漸進的消却法を提案した。したがって松方デフレーション財政は当時の大隈財政基調を否定するものではなく、その多くはそれを継承して発足したものである（石井 [2006], p. 133）。

<sup>15</sup> 殖産興業政策によって導入された近代産業が明治10年代までは資本の貧弱や技術習得の未成熟、または不平等条約による制約から、その多くはいまだ試験的段階にとどまった（高橋 [1968b], pp. 448-455）。日本国民経済に占めるその比重もまだ僅かなものである。例えば、国民所得における第二次産業（製造工業、ガス、電気、工業）の比重は明治11-15年の10.6%、明治16-20年の14.5%に過ぎない（同上, p. 489）。移植工業の生産効果が顕著に表れ始めたのは明治20年代以降、特に日清戦争の戦勝による賠償金や中国における西欧列強なみの特権の獲得を待たなければならない（高橋 [1973a], 第四章）。

さらに日清戦争の戦勝から獲得した賠償金による投資資金の確保は鉄道建設の一大ブームをもたらした。海運においても日清戦争を画期に汽船の隻数およびトン数が急増した。1890年（明治23年）においては、汽船（30トン以上）数が586隻、積載量が93,812トンであったが、1895年（明治28年）には827隻、341,365トンへ、1900年（明治33年）には1329隻、543,366トンへと飛躍的な成長を見せた（高橋 [1973c], p. 15）。交通運輸の発達には運輸に必要な時間の短縮、運賃の軽減、大量輸送の容易化、貿易範囲の拡大など様々なメリットをもたらした、日本の近代経済の発展に大きく貢献した<sup>16</sup>。

鉱山の開発も先述した鉄道・港湾の整備、日清戦争後の近代経済の本格的な勃興による需要の増大、そして需要増大に伴う巨額な資本蓄積に基づいた近代設備の導入などを契機に20年代に入ると急激な発展を迎えた。例えば最も重要な鉱物であった銅および石炭の生産量は明治10年においては3,942トン、499千トンに留まったが、30年になると20,382トン、5,188千トンへとそれぞれ5倍、10倍近くの成長を達成した（高橋 [1973c], p. 424）。鉱物資源開発の急発展は近代工業化の発展に必要な資材を輸入するための資金や豊富安価なエネルギーを提供しただけではなく、鉱山開発に必要な諸近代的機械器具の需要は国内の関連事業の発達を刺激し、一国の経済の自立性に大きな意味を持つ機械工業に温床的な寄与も与えた（高橋 [1973c], pp. 413-433）。

明治期における代表的な近代産業である紡績業は早々に外国綿糸を国内市場から駆逐し、輸出産業へと転換した。近代的な規模を持つ大阪紡績所の成功にともなって、1886年（明治19年）から90年（明治23年）ごろにかけて鐘淵紡績・摂津紡績・尼崎紡績をはじめとする大規模な紡績会社が次々と設立された。それによって日本紡績業の生産量が大きく成長した。1890年（明治23年）には、綿糸生産量は108,374梱に達し、輸入量である106,588梱を超過した。さらに、1897年（明治30年）には日清戦争の戦勝による新しい市場や特権の獲得もあり、輸出量が前年度の41,916梱から、3倍以上の140,116梱となり、輸入量の54,555梱を大幅に上回った（拙稿 [2012b]）。長間にわたって日本の花形産業である紡績業は先述した政府の民間企業保護政策のもとで新しい成長要因の刺激を受け、一大輸出産業へと急成長し、日本の近代工業化に長く貢献した。

このように移植された近代産業は20年代に入ると新たな刺激要因をうけ、急成長できたのは殖産興業政策によって既に本格的な発展を可能にする基礎が築かれていたからにはほかならない。こういう近代産業はのちの不平等条約の改正（明治32年・1899年）、日露戦争（明治38年・1905年）およびその戦後経営、関税権の回復（明治44年・1911年）などを契機にさらなる発展を遂げた。そして明治期を通じて積み重ねた生産力は第一次世界大戦の好機を経て飛躍的な成長を遂行し、日本を世界の一流工業国（なお軽工業を中心に）へとならしめた。また第二次世界大戦後の経済麻痺状態からわずかに半世紀の歳月で、再び経済大国の座に復帰できたのも殖産興業政策の展開やその上に内外要因の刺激によって積み重ねてきた人的資本や制度などがあるからこそである（高橋 [1973a],

<sup>16</sup> 詳細は高橋 [1973c], 第1章を参照のこと。

pp. 3-21)。したがって、殖産興業政策は日本近代工業の土台を構築し、本格的な近代化を可能にしたことは間違いないであろう。

## 小括

本章ではまず外圧に焦点を当て、殖産興業政策の必然性を検討した。そして近代産業の移植を中心に殖産興業政策の内容を概観した。また鉄道、海運、鉱山、紡績といった代表的な移植産業を例に殖産興業政策の効果を再確認し、日本の近代工業化に対する殖産興業政策の重要性を改めて強調した。

次章では殖産興業政策のような近代工業化政策の実施に必要な資金の確保や移植産業で働いている労働者の創出という視点から地租改正を分析し、日本の近代工業化が誰によって支えられていたのかを明らかにしたい。

## 2. 地租改正

地租改正は明治維新あるいは明治政府の性格を規定する重要な側面として、戦前の資本主義論争ではその本質をめぐって大きな理論的対立が見られた<sup>17</sup>。理論的に激しい対立が見られたとしても、地租改正は農民にとって苛酷なものであり、その租税は日本の近代工業化に財政的な基盤を与えたことに対しては意見が共通している。

本章は地租改正の性格規定を試みようとするものではない。本章ではまず地租改正の展開過程を紹介する。次に近代工業化の主要政策である殖産興業に対する地租改正の影響を通じて、地租改正による日本の近代工業化への意義を明らかにしたい。

### 2-1 地租改正の展開過程

地租改正の展開は二段階に大別することができる。第一段階は1871年（明治4年）の廃藩置県から1873年（明治6年）5月までの壬申地券の交付に至るまでである。この時期においては封建的諸制限が次第に撤廃され、地租改正に関する諸建議によってのちほどの地租改正法が導かれる段階である。第二段階は1873年7月の「地租改正条例」の公布から1875年（明治8年）7月の「地租改正条例細目」の制定を経て、地租改正事業は全国において本格的に展開され、それが14年ごろに終了したまでの時期を指す<sup>18</sup>。

<sup>17</sup> 明治維新の本質はブルジョア革命であるかどうか、また明治維新によって成立した政権の本質はブルジョア政権であるか絶対王政であるかを巡って、講座派と労農派の間に激しい論争が行われたのは周知のとおりである。そしてこの論争の焦点の一つは地租改正後の土地所有関係についてであった。講座派は地租改正後の土地所有関係を「半封建的土地所有＝寄生地主的土地所有」と規定するのに対して、労農派はそれを近代的土地所有と見なしている。前者は山田 [1992]；平野 [1967] を、後者は楳西・加藤・大島・大内 [1986]；佐々木 [1973] を参照のこと。

明治政府は成立当初、「税法の釐革ハ庶政更革の最要たる」（大内・土屋編 [1963], p. 301）ものであると認識しつつも、「諸国の風土ヲ審悉セス遽ニ新法を設ルトキハ却テ人情ニ乖戾セン」として、「故ニ一兩年間姑ク旧慣ニ仍る」（同上, p. 169）という旨の布告を行い、旧幕藩年貢制度をそのまま継承した。新生明治政府は封建諸関係の処理にしても近代工業化の促進策の展開にしても何よりもまず地租改正を通じて自己の財政基盤を固める必要があるが、統一権力を実現できない草創期においては、各藩はいまだに独立性が強い財政制度を維持したままで、地租改正はなかなか進まなかった<sup>19</sup>。

にもかかわらず、明治政府が成立して間もなく、地租改正に関する建議が相次いで提出された。1869年（明治2年）2月に摂津県知事の陸奥宗光によって諸税を金納に統一し、課税の平等化が提言された（福島 [1962], pp. 41-42）。同年4月に制度寮準選修の神田孝平は「田地売買許可の議」の中で、土地売買の公認、沽券の交付、沽券価格に応じて地租の決定、地租の金納および地租額決定の方法などについて論じた（同上, pp. 44-49）。この案は政府に採用されなかったが、1870年（明治3年）6月に神田は再び「田租改革建議」を提出し、前説への反論を再反論しながら、内容を更に具体化した<sup>20</sup>。それはのちの地租改正法に大きな示唆を与えた<sup>21</sup>。この時、中央統制の強化

<sup>18</sup> 丹羽邦男氏は地租改正の展開を三段階に分けている。すなわち本稿における第二段階を地租改正事業が本格的に展開されているかどうかを基準に二つの段階に細分化している。本稿では記述の便宜のため、それを一つの段階にまとめた（丹羽邦男 [1962], pp. 243-246）。

<sup>19</sup> 明治元年、2年においては、政府の財政は殆ど不換紙幣の発行と京阪の富商からの借金で賄われた。歳入における地税の割合は第1期（慶応3年12月-明治元年12月）の6.1%、第2期（明治2年1月-同年9月）の9.7%でしかない。明治政府の財政基盤が脆弱を極まるものであったことを表している（大内・土屋編 [1979a] の第1期・第2期歳入決算表より算出）。地租改正の必要性の契機は財源確保のほか、農民大衆の減租要求に対応しなければ、政権の危機をもたらしかねないという認識があるからと福島正夫氏が指摘した（福島 [1962], p. 14）。しかし、この二つの契機は一方は増税を要求し、他方は減税を要請する相対立するものであった。先述した維新政府が税法について「旧慣に仍る」という旨の布告を行ったことは維新政府に地租改正を実行する能力がいまだにないことを示すとともに、この両者の妥協によるものでもあった（関 [1967], pp. 133-134）。

<sup>20</sup> 1869年の貢租改正意見について、陸奥宗光と神田孝平を除き、殆どの地方官あるいは藩議員は伝統の制度を固守しようとする保守的な態度を取った。それは西欧からの新思想をいち早く接触した中央政府官僚による改革意見と大きく対立した（福島 [1962], pp. 29-43）。1869年に神田案が採用されずに、反動的議案の方が勝利した要因は、中央集権的統一権力を成立できていない明治政府が多数の意見を無視できないからであろう。本格的な地租改正を行うには、統一権力が成立した廃藩置県以降を待たなければならなかった。

<sup>21</sup> 神田案の沽券税法案における地価決定法はのちの地租改正法においては完全に変更された。なぜなら土地売買による地価の確定は後で述べるように免租地に対して比較的容易であるが、有租地には殆ど適応できなかったからである。それは有租地の売買価格が貢租負担を控除した農民作徳を基礎としたものであり、租税負担が変化すれば売買価格も直ちに变化してしまい、課税標準とならなくなるからである。しかも貢租負担が過重な土地は売買の対象にならないものも多いため、売買価格を課税標準にするのはなかなか難しい（関 [1967], p. 143, p. 170）。さらに神田案の地価決定法において、不当に低い地価を申告した持主にたいして、第三者が入札させ落札させ、所有者が譲渡を望まなければ、落札価格が地券地価となり、かつ申告価格と落札価格の差額の2割を政府が徴収するという入札法が設けられたことに対して、農民大衆から大きな反発を受け、その実施を一層困難なものにした（福島 [1962], p. 46, p. 222; 関 [1967], p. 143, p. 170）。神田の売買地価は地租改正法の公布に際して陸奥の収益地価に代替された（石井 [2006], p. 116）。

に伴い、諸藩の保守論が既に勢力を失い、貢租改正の風向きを変えられたことは神田案が採用された背景になったと言えるだろう。同年7月に民部省は「全国地租の賦課法ヲ改正」しようと大政官に上申し、公平のために地租の全国均一の賦課法を設けることを建議した。さらに8月には岩倉具視は「国体昭明政体建立」という意見書を提出し、全国財政の統一を述べた（同上、pp. 20-26）。

そして、1871年（明治4年）の廃藩置県による中央集権的な統一権力の成立に伴って、このような一連の改租意見が実行に移されそうな現実味を帯びてきた。同年5月条件付けの石代金納制への転換、同年9月の「田畑勝手作」の布達、翌年2月の「田畑永代売買」の解禁、8月の無条件かつ任意に石代金納制の認可、農業における封建的規制が相次ぎ撤廃され、地租改正の前提がますますと整えられた（関 [1967], pp. 134-135）<sup>22</sup>。

このように地租改正の機運が高まっていくなか、1871年（明治4年）12月に政府はまず東京の市街地を対象に地券を発行し、課税を行った<sup>23</sup>。売買代価を基準に地価を決め、地価の100分の2（翌年5月に100分の1まで軽減され、6年7月に地租改正法に準じて100の3に引き上げられた）を地租として徴収した。それをモデルに明治5、6年の間に全国府県の免租地の課税に適用された（関 [1967], pp. 144-150）。

1872年（明治5年）2月に田畑耕地や郡村宅地といった従来の貢租負担地に対しても地券を発行した。それは郡村地券と言い、市街地券と合わせて壬申地券と呼ばれる。この郡村地券は免租地あるいは軽税の市街地への課税を目的とする市街地券と違って、土地所有者の確定や全国の地価総額の点検を意図したものであった。したがって、郡村地券には土地、石高、持主の名前および地価が記載されたが、市街地券のように地租が載せられなかった（福島 [1962], pp. 216-238）。そして郡村地券交付の際に売買地価による地価の確定が不可能であることを政府に思い知らせ、のちの地租改正法における地価算定方法を神田の売買地価から陸奥の収益地価へと転換させた（石井 [2006], p. 116）。

壬申地券は完全に発行を完了する前に地租改正法令の布達によって、改正地券にひきかえられたが、土地の私有化や地租の金納化にたいして大きな役割を果たした。そして実施過程における売買地価による地価算定の困難に直面した各府県は地押丈量に力を入れ始めた。それは本格的な改正事業にとって大きな準備工程となった。1873年（明治6年）7月28日に地租改正法令は「地租改正

<sup>22</sup> しかし、このような農民解放令の多くは農民にとって、ただの空文であるに過ぎない。例えば、石代金納制が布告されたにしても、地方官はそれを農民に知らせずに上納すべき金額以上の正米年貢を徴収することや、地方市場はまだ発達していない東北・北陸地方では三井組、大野組などの政商や地方豪商が「租税引受人」（農民に代わって、石代金を納め、その金額以上の米を農民から徴収する）となり、農民に対して苛酷な収奪をつづけた例も少なくなかった（関 [1967], p. 137）。

<sup>23</sup> 市街地には武家地と町地があり、免租あるいは僅かな冥加金を負担すれば済むという封建領主的特権が享受できる。市街地券はその特権の廃止、私的所有の確認、新税賦課の手段であった（関 [1967], p. 144, p. 150）。

規則」・「地方官心得」とともに布告され、本格的な地租改正が発足した。

地租改正法の骨子としては①課税標準は従来の収穫から地価を基準にする、②地租は地価の100分の3の定率とし、豊凶を問わずに地租額を一定とする（ただし天災による減租・免税が可能）、③収納物件や収納を廃止し金納に統一する、といった三点に要約することができる（大内・土屋編 [1963], p. 3)<sup>24</sup>。課税するためにまず地価を確定しなければならない。地価の算定方式は下記の如く二つある<sup>25</sup>。

第一則（自作地）：

$$p \text{ 地価} = \frac{\{h \text{ 収穫米} \times \text{米価}\} - (0.15h \text{ 種肥代} + 0.03p \text{ 地租} + 0.01p \text{ 村入費})}{0.06 \text{ 利率}}$$

第二則（小作地）：

$$p \text{ 地価} = \frac{\{0.68h \text{ 小作料}\} - (0.03p \text{ 地租} + 0.01p \text{ 村入費})}{0.04 \text{ 利率}}$$

この算定においては、まず田地一反歩の収穫米金（第二則では小作米金）＝粗収益から種肥代・地租・村入費を控除した残額を純収益とし、それを一定の利率によって資本還元して、田地一反歩の地価を算出する方法が用いられた。旧来の貢租水準を維持するために維新政府は地価算出に関する各要素を操作した。すなわち①現実よりもはるかに低い種肥代の設定、②生産費や労賃の控除を認めず、それが含まれた純利益の規定、③現実より相当低い利率（自作地＝6%〈7%を上限〉・小作地＝4%〈5%を上限〉）の設定によって地価が人為的に高められた。それに抵抗して、減租や金納を求める農民闘争が各地で行われた（平野 [1967], p. 20；石井 [2006], p. 104, pp. 116-119)<sup>26</sup>。

地租改正条例が布達されても、現実にはなかなか適用できなかった。例えば一筆ごとに収益を算定することはそもそも実行不可能であった。改正事業を本格的に進行するのは、1875年（明治8年）の地租改正事務局の設立、「地租改正条例細目」の布達を待たなければならない。改正事業を

<sup>24</sup> 地租率について、政府は地租を地価の100分の1にするのを妥当と考えたが、当時物品税などは整えられていなかったため、地価の100分の3とした。ただし、物品税などは200万円以上になると、地租を地価の100分の1へと軽減することを約束した（大内・土屋編 [1963], p. 326）。しかし、この減税の約束は1882年（明治14年）、国際情勢に対応するための軍備拡張、軍備拡張をはじめとする国家建設に資金が必要であるという理由で廃棄され、ただの空文となった（同上, pp. 361-362）。「地租改正条例」の全文を大内・土屋編 [1963], pp. 325-326を参照のこと。

<sup>25</sup> 大内・土屋編 [1963], pp. 328-330を参照して作成。米価は「従来其地ニテ用ヒ来レル各所ノ相場」（p. 330）によるものであり、種肥代は収穫の15%、利率は第一則＝6%（上限7%）、第二則＝4%（上限5%）地租は地価の3%、村入費は地価の1%とそれぞれ規定された。

<sup>26</sup> 明治政府は激化しつつある農民の減租運動が士族反乱と合流し、政権の危機をもたらしかねないことを恐れ、1877年（明治10年）に地租率を100分の3から100分の2.5に引き下げた（石井 [2006], p. 119）。

大きく推し進めた原因は地位等級体系の導入であった。地価は地位等級と反当収穫によって決定された。しかし、この地位等級と反当収穫の決定も極めて恣意的・暴力的であった。すなわち国→県→郡→村→筆のように上から割り当てられた租税の目標額を実現するために、各地の地方議員が恣意的に地位等級と反当収穫を決定するような暴力的な仕組みであった。また反別丈量の場合にも極めて強硬な手段を講じて反別増加を図った（近藤 [1961]）。

このように高率の地租・小作料の設定や金納制の強行的な実施による農民からの土地収奪および寄生的地主所有の促進、または国家の公権力を後ろ盾にした改正事業における暴力性・恣意性をもって、地租改正後の土地所有制度の本質を「半封建的＝寄生地主的所有制度」と規定する論説は通説となっている（平野 [1967]；山田 [1992], pp. 225-261）。他方、私的所有権の公認（所有権は農民か地主かまたは資本家かのどちらにあるかは関係ない）や課税標準の統一化・単純化、税収の確実化・安定化の側面を強調し、地租改正後の土地所有制度を、不徹底的でありながらも近代的土地所有制度と見なす論者もいる（楯西・加藤・大島・大内 [1986], pp. 274-329；佐々木 [1973]）。理論的に激しく対立しながらも、地租改正後の租税は農民にとって過重な負担であったこと、そして日本の近代工業化に財政的な基盤を提供したこと、これらに関しては両者の認識は一致している。しかしながら地租改正の本質について本稿の目的を考慮しここで深く立ち入らないことにする。

このように地位等級体系の導入によって改正事業は全国で本格的に行われ、1881年（明治14年）にはほぼ終了した。次節では財政・労働者の側面を中心に殖産興業への地租改正の影響を通じて、地租改正による日本の近代工業化への意義を焦点に分析を行いたい。

## 2-2 地租改正の日本近代工業化への影響

地租改正は旧来の貢租水準を維持するという政府の理念のもとで展開されたがゆえに、地租率を高くするのは当然のことである。この高地租率は維新政府の財政基盤を固めたと同時に、近代工業化の促進策を実施するための財源の大部分を確保したことも意味している。本節では、統計資料を通じてまず明治政府の歳入における地租の重要性を検討する。次に近代工業化の主要政策である殖産興業政策と密接する主要部門の歳出を概観し、地租改正後の高率な地租は殖産興業政策に必要な資金を提供したことを証明し、したがって地租は日本の近代工業化の財政基盤であると結論する。

表1は、1868年（明治元年）から1884年（明治17年）まで主要歳入の変遷を表したものである。表1に示されているように地租は第1期、第2期を除けば、いずれも歳入総計に高い比重を占め、第6期から明治17年までの12年間にわたって、5割以上の水準を維持し続けた。なかには特に第7期には実に8割超にまで達した。したがって、地租改正後の高率な地租は明治政府の財政基盤であったと言えるだろう。

第1期、第2期においては、戦乱や騒擾による貢納の欠如や当時諸府県費を控除した上での残額を明治政府に上納するという会計法の慣習<sup>27</sup>などによって、1年9ヶ月間の地租を併せてもわず

表1：主要歳入の変遷一覧（明治1年—17年）

単位：円

年度	歳入	歳入総計								
		地租	割合	海関税	割合	紙幣発行	割合	借入金	割合	
第1期（慶応3年12月— 明治1年12年） <sup>1</sup>	33089313	2009013	6.1%	720866	2.2%	24037389	72.6%	4732482	14.3%	
第2期（明治2年1月— 同年9月）	34438404	3355963	9.7%	502817	1.5%	23962610	69.6%	911500	2.6%	
第3期（明治2年10月— 同3年9月）	20959499	8218969	39.2%	648453	3.1%	5354512	25.5%	4782400	22.8%	
第4期（明治3年10月— 同4年9月）	23144598	11340983	49.0%	1071630	4.6%	2145487	9.3%	—	—	
第5期（明治4年10月— 同5年9月）	50445172	20051917	39.7%	1331560	2.6%	17825444	35.3%	—	—	
第6期（明治6年1月— 同年12月）	85507244	60604242	70.9%	1685974	2.0%	—	—	10833600	12.7%	
第7期（明治7年1月— 同年12月）	73445543	59412428	80.9%	1498257	2.0%	—	—	—	—	
第8期（明治8年1月— 同年6年）	86321077	67717946	78.4%	1038103	1.2%	—	—	—	—	
明治8年度 <sup>2</sup>	69482676	50345327	72.4%	1718732	2.5%	—	—	—	—	
明治9年度	59481036	43023425	72.3%	1988667	3.3%	—	—	—	—	
明治10年度	52338132	39450551	75.4%	2358653	4.5%	—	—	—	—	
明治11年度	62443749	40454741	64.8%	2351634	3.8%	—	—	—	—	
明治12年度	62151751	42112648	67.8%	2691204	4.3%	—	—	—	—	
明治13年度	63367254	42346181	66.8%	2624177	4.1%	—	—	—	—	
明治14年度	71489880	43274031	60.5%	2569666	3.6%	—	—	—	—	
明治15年度	73508427	43343187	59.0%	2613290	3.6%	—	—	—	—	
明治16年度	83106858	43537648	52.4%	2681321	3.2%	—	—	—	—	
明治17年度	76669653	43425996	56.6%	2750165	3.8%	—	—	—	—	

1：第1期から第8期に至るまで固定した会計年度はなかった。

2：明治8年度から明治17年度までは同年の7月1日から翌年6月30日までを一つの会計年度としている。

出所：大内・土屋編 [1979a]・[1979b]・[1979c] の各年度歳入決算表より作成。

か500万円超に過ぎず、歳入総計における比重は1割にも及ばなかった。征討費や全国における官業事業費の調達などを抱えている明治政府はその歳入不足を補うために不換紙幣の発行や借入金に頼らざるをえなかった。歳入総計における不換紙幣の割合は、第1期の72.6%、第2期の69.6%といった極めて高率なものであった。借入金もそれぞれ14.3%、2.6%を占めた。

第3期では明治2年の凶作による貢租の免除を受けた地域が明治3年になると、その免除の解除、または有罪諸藩の封土の削減・没収による貢租の増加は地租の比重を大きく高めたが、不換紙

<sup>27</sup> このような会計法は廃藩置県前の維新政府は統一権力ではなく、あくまでも雄藩連合政権であり、他の諸藩に対する統制力は極めて脆弱なことを示していると言えるだろう。

幣と借入金への依存度が依然として高かった<sup>28</sup>。そして明治4年の廃藩置県によって地租が統一されたにもかかわらず、廃藩置県にともなう地方行政の混乱は納入延滞の多発をもたらし、第5期においても地租の比重は4割近くにとどまった。

第6期になると、地方行政の整備にともない、徴税事務は比較的順調に進められ、本期に限らず前期の未納分の追納も行われたことによって、地租額は大きく成長し、歳入総計における地租の比重も一気に7割まで高まった。この年、秩禄処分処理費の不足部分を賄うために明治政府はイギリスから借金をしたことによって、借入金は比較的高い割合である12.7%を占めた。

そして、第6期以降の地租を見てみると、明治8、9、10年度が前期と比較して急激な減少が見られたが、ほかの年次においてはほとんど4,200万円台から4,300万円台までの間で安定した。また歳入総計における地租の割合は明治17年度を除けば、歳入総額の増加に伴って、減少していく傾向を見せているが、5割以上の水準を維持している<sup>29</sup>。すなわち、地租は一定の水準まで安定し、歳入総額の増加に伴って、その割合は減少する傾向があるにもかかわらず、政府の財政基盤としての地位は変わらなかった<sup>30</sup>。次は殖産興業政策と密接する主要部門の歳出を検討する。

表2は、殖産興業政策と密接する主要部門および歳出に大きな比重を占めた部門の歳出変遷一覽である。第1章で言及したように、殖産興業を担当する部門は内務省（農牧業・農産物加工業の興業を中心に）・工部省（鉱山・鉄道・電信・機械工作の興業を中心に）・農商務省（民間産業の保護を中心に）がある。そのほか、陸軍の東京砲兵工廠・大阪砲兵工場、海軍の横須賀海軍工廠・

<sup>28</sup> 政府によって発行された不換紙幣は1881年（明治14年）から松方正義による近代的通貨制度を整備する一環として次第に消却された。1882年（明治15年）に日本銀行が成立され、兌換制度の設立・幣制の統一のために、紙幣償却・正貨準備が急がれた。松方はまず紙幣償却・正貨準備に必要な資金を作り出すために超均衡財政を強行した。そして海外荷為替取組制度（政府は国内輸出業者に紙幣で貸し付けを行い、国内輸出業者はその輸出商品の売上代金を外国貨幣で政府に返却する）を通じて紙幣に代わって正貨を獲得した。また官営貿易を促進し積極的な正貨吸収政策も展開した。そして1886年（明治19年）に銀兌換制を確立し、1899年（明治32年）をもって不換紙幣も全部消却した（高橋誠 [1964], pp. 57-59, pp. 84-89; 楫西・加藤・大島・大内 [1986], pp. 422-441）。近代的通貨制度・銀行制度の整備も殖産興業の重要な一環であり、本稿が分析対象として近代産業の移植・育成に資金を提供する面において重要な役割を果たした。

<sup>29</sup> 歳入総額の増加に対して明治13年度以前においては、タバコ税、造酒税、印紙税をはじめとする諸税の増加が寄与したところが多いが、明治13年度および以降においては雑入、官有物払下代、工部省諸事業益金などの増加からの寄与が大きくなった。大内・土屋編 [1979a]・[1979b]・[1979c] の各年次歳入決算報告書を参考のこと。

<sup>30</sup> 明治8、9、10、17年度の例外年度を検討してみよう。明治8年度の地租は第8期より激減したのは明治7年10月に会計年度の変更の布達にともなって、明治7年分と廃藩置県前後の未納分はすべて第8期に計上するようになったため、第8期の地租は端的に高くなったことにあると考えられるだろう（大内・土屋 [1979a], p. 10）。明治9年度の地租が8年度のそれより大幅に減少した原因について、鹿児島県をはじめとする各県での反乱・騒擾による被害や地租改正の過渡期に伴う地租未納の増加にある（同上, pp. 199-200）。また明治10年度の地租の減少は主に明治10年1月の布達によって賦課法地価100分の3から100分の2.5に引き下げられたことによるものである（同上, p. 266）。そして、明治17年度の歳入総計が前年度より減少したのは、ほぼ減債繰入および補填繰入の急減によるものであった（大内・土屋 [1979b], pp. 175-178）。

表 2：殖産興業政策の関係主要部門および其他の歳出一覧（明治 1 年—17 年）

単位：円

歳出 年度 <sup>1</sup>	歳出総計	内務省 <sup>1</sup>	工部省	農商務省	陸軍省	海軍省	陸海軍 諸費 <sup>2</sup>	興業諸費 <sup>3</sup>	開拓使	合計 A <sup>4</sup>	国債元利 償還	各官省院 使局費 <sup>5</sup>	家禄賞典 及び扶助金	合計 B <sup>6</sup>
第 1 期	30505085	0	—	—	—	—	1059798	9706724		35.3%	—	1675377	470476	7.0%
第 2 期	20785839	0	—	—	—	—	1547965	2038966	564062	20.0%	—	2424863	1948522	21.0%
第 3 期	20107672	0	—	—	—	—	1500174	4007263	327217	29.0%	—	2847445	3189574	30.0%
第 4 期	19235158	0	121798	—	—	—	3252966	3433808	353679	37.3%	439336	2789685	4148476	38.4%
第 5 期	57730024	0	709942	—	—	—	9568391	6823116	547950	28.4%	439336	4518599	15963429	36.2%
第 6 期	62678600	0	574283	—	—	—	9688067	7007491	760926	28.8%	2996038	5417728	17830064	41.9%
第 7 期	82269528	616755	281851	—	—	—	10418413	7924071	1034730	24.6%	3254140	5915628	26221729	43.0%
第 8 期	66134772	275525	146186	—	—	—	10748898	4460900	2041089	26.7%	1593083	3050543	26757456	47.5%
明治 8 年度	68203242	2372155	4631066	—	6959735	2825843	—	—	1930468	27.4%	2761057	6964765	17658127	40.2%
明治 9 年度	59308956	2977994	4343295	—	6904828	3424997	—	80351	1788921	40.2%	4950796	6200715	17616574	48.5%
明治 10 年度	48428324	1146878	629392	—	6035940	3167512	—	1652815	1062015	40.7%	16764975	5881152	—	46.8%
明治 11 年度	60941335	923538	597823	—	6409004	2804020	—	1276090	1566649	22.3%	19463961	5147510	—	40.4%
明治 12 年度	60317578	1413038	661406	—	7766919	3079859	349051	1144302	1621089	26.6%	19738780	5807556	—	42.4%
明治 13 年度	63140896	1444237	565389	281098	8434529	3165222	373309	1150077	2184356	27.9%	22420572	8084634	—	48.3%
明治 14 年度	71460320	1018261	476954	1144619	8208608	3014758	525808	5881720	1358231	30.3%	27747121	7378037	—	49.2%
明治 15 年度	73480666	572225	468294	1061470	8533116	3160492	662510	7065305	—	29.3%	23414960	9862600	—	45.3%
明治 16 年度	83106858	639225	468294	988606	10250423	3080634	4296152	6061080	—	31.0%	28658302	9585691	—	46.0%
明治 17 年度	76663107	608746	501540	981644	10618711	3193300	3675167	871087	—	26.7%	19819614	9390203	—	38.1%

- 1：第 1 期から第 8 期まで固定した会計年度はなかった。明治 8 年度から明治 17 年度まで同年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までを一つの会計年度としている。
  - 2：第 8 期までは陸軍省・海軍省の項目はなく、その費用は陸海軍諸費に統合されている。明治 8 年度以降の陸海軍諸費は各年度歳出決算表の興業費および雑支出項目における直接に兵器・砲台・軍艦などの軍備に使われた歳出の合計である。
  - 3：明治 9 年度までの興業諸費は各期（年度）歳出決算表の官工業諸費・勸業資本・勸業貸付金・勸業費からなる。明治 10 年度以降の興業諸費は各年度歳出決算表の興業費のなか直接に陸海軍に使われた費用を引いたものと各庁営業資本および営業資本決額補填の合計である。
  - 4：合計 A は内務省、工部省、農商務省、陸軍省、海軍省、陸海軍諸費、興業諸費、開拓使が歳出総計における割合の合計である。
  - 5：各官省院使局費は内務省、工部省、農商務省、陸軍省、海軍省、開拓使を除いたものである。
  - 6：合計 B は国債元利償還、各官省院使局費、家禄賞典及び扶助金が歳出総計における割合の合計である。
- 出所：大内・土屋編 [1979a]・[1979b]・[1979c] 各年度歳出決算表より作成。

海軍造兵廠を中心とした軍事工場は、軍艦・砲台・火薬・銃弾などといった軍用品のほか、鉦山向けの機械、紡績所の各原動機、旋盤、平削盤、堅削盤、歯車など幅広いの民間向けの機械器具の製造も行い、殖産興業で重要な地位を占めている（楢西・加藤・大島・大内[1986]，pp. 375-379）。しかも、殖産興業政策はそもそも富国強兵を実現するための手段であるため、表2においては陸海軍の軍事工場に限らず、陸軍省・海軍省に割り当てられた歳出の全部を含むものを計上した。

さらに、廃藩置県後、社会的に不安分子となりかねない大量の職を失った士族に仕事を与えるために、士族授産の一環として明治政府は早くも1869年（明治2年）から北海道開拓使を設置し、士族の就農奨励を積極的に展開した。それは士族を中心とした施策に止まらず、庶民にまでそれが広がり共通の政策となった。そして広大な荒地の開拓は農業の生産増大を促進し、殖産興業に必要な労働力を養うためにも、また必要な資材を輸入するための外貨を獲得する上でも力を貸した（高橋[1973b]，pp. 227-252）。

このような殖産興業に密接する主要部門の歳出は高い水準を維持してきた。明治元年から17年までの間にその平均の割合は表2に示されたように、実に29.6%にまで達した。割合が特に高い明治9、10年度を除いても、その平均の割合は1.3%しか下がらず28.3%であった<sup>31</sup>。ほかの主要歳出を見てみると、国債元利償還は明治10年度以降においては平均3割以上の水準を維持した。各官省院使局費は、明治4年の廃藩置県以降平均1割超を占めていた。華族・士族の給料としての家禄や旧幕臣藩を征討する際の功績を褒美するための賞典禄や各種の扶助金などは明治4年から秩禄処分による従来の禄制が廃止された明治9年までに歳出の3割近くもあった。そして廃藩置県から明治17年までの三者の歳出における平均の割合は4割超にも達した。すなわち、国債元利償還、各官省院使局の行政費および士族の給料といった支出しなければならない費用は歳出の4割超を占め、ほかの地方交付費としての府県費を考慮に入ると、明治政府は自由に使える歳入はほとんど殖産興業の関係主要部門に回していたことが伺えるだろう。

殖産興業の関係主要部門に割り当てられた歳出の割合は、長期間にわたり高水準を維持してきたことは上記の通りである。明治政府の歳入の圧倒的な部分は前述したように地租からきていることを考えれば、地租改正後の高率な地租は明治政府の財政基盤であると同時に、殖産興業政策の財政的基盤でもあったことは間違いのないであろう。そして、殖産興業政策は最も重要な近代工業化政策であることからみれば、地租による歳入の確保は日本の近代工業化を可能にした一要因であると言えるだろう。

最後に、財政に関して、先ほど述べられなかった海関税について労働者と関連しながら少し触れ

<sup>31</sup> 明治9年度、10年度の割合は特に高いのは歳出総計の急減によるものである。明治9年度は今まで給付していた秩禄奉還賜金が前年度まで整理され、今年度の支出がなくなり、前年度より7,626,910円の歳出が減少した（大内・土屋編[1979a]，p. 217-220，p. 257）。明治10年度は同年1月官制の改革や、西南戦争に伴う巨大の出費で同年12月に経費節減の令達が伝えられたことによって、各官省院使局を中心に約8,432,182円の歳出が減少した（同上，pp. 282-365）。なお明治11年10月に西南戦争の経費（明治10年2月19日—同年10月まで）が整理され、合計41,567,726円であった（同上，pp. 371-397）。

たい。表1からわかるように海関税は少額にとどまっている。もちろん、少額ながらも明治草創期のような諸税がまだ整えられていない時期においてはそれが重要な財源であった。もし、この少額の原因を突き詰めると、不平等条約に強いられた協定関税のもとで、明治政府はその財源が制限されただけではなく、関税保護によって自国産業を保護する術まで奪われた現実が浮上する。この現実には産業近代化の初段階にある日本にとって低賃金労働をもって自国産業の競争力を付けるしかないということも意味している。

そして、1881年（明治14年）以降、海関税における輸入税の減少はほぼ綿糸・綿布・生金巾の輸入減少が寄与したものであることから、低賃金労働を武器にした日本の綿紡績業・綿織物業は次第に競争力をつけ始め、国内市場から外国綿糸・綿織物を駆逐しはじめたことを読み取ることができるだろう。その後、低賃金労働者を武器にした綿糸紡績業や綿織物業は輸出産業として外貨を獲得し、金属・鉄鋼・機械といった軍事上からも、また一国産業近代化からも重要な地位をもつ諸産業に必要な原料資材を輸入するための資金を提供し続けた<sup>32</sup>。また明治初期から主要輸出産業であった製糸業における製糸女工が置かれた悲惨な労働条件や、炭坑・鉄道・土木工事場における残酷極まりない労働形態を考えれば、低賃金労働者こそ日本の近代工業化を支えている人々であると言えるだろう。この低賃金労働者の多くは地租改正後に一層貧困とった農家の子女がその家計を補助するためにプロレタリア化せざるをえなかった人々であった。次に労働者の側面から地租改正が日本の近代工業化に与えた影響を検討する。

地租改正後の高い地租率および小作料率の設定・維持は、多くの農民の余剰を全部吸い上げただけではなく、赤字まで負わせた。表3はその事実を顕著に表している一例である（近藤 [1961], pp. 27-29）。表3は1888年（明治21年）愛知県東春日井郡の田一反歩収支計算を示したものである。これは田を二毛作田として、米作とその裏作の大麦作の収支計算を組み合わせたものである。収入と生産支出を比較してみればわかるように、わずか60銭弱の余剰しか残っていなかった。そして小作農は4円62銭の小作料を負担すると、4円4銭3厘の赤字を、自作農は2円12銭7厘の地租および公租公課を上納すると1円55銭の赤字を出していた。さらに生活支出のことも考慮に入れると、農民の生計は高率な地租と小作料によって全く成り立たなくなったことを想像するのは容易であろう。

地租と小作料の高率は農民を貧困のどん底に追い込んだが、地租の金納化と小作料の物納制の継承も農民の没落を加速した。周知のように明治6年においては少数の先進地帯を除けば、商品経済はほとんど農村に浸透せず、大多数の農民は自給自足的な生活を送ってきた。しかし、金納制

<sup>32</sup> 綿糸紡績業は1897年（明治30年）に輸出産業への転換を完成した。綿織物業においても、在来綿織物は早く1887年（明治20年）に国内市場を制覇し、輸出向けの紡績兼営織物業も明治末期に大きな飛躍を遂げた。その急成長は第1節に述べた殖産興業政策の展開や、明治末期の日清戦争や日露戦争の戦勝によって獲得した諸特権からの刺激によるものであるが、そのほか、「植民地＝インド以下的な労働賃金」（山田 [1992], p. 47）から寄与したところも極めて大きい（拙稿 [2012b]）。

表3：田一反歩収支計算表（東春日井郡・明治21年）

単位：円

収 入			生 産 支 出	
米	収穫（1.650石）	7.623	器具損耗料（器具費の50分の1）	0.250
	屑（0.100石）	0.350	種苗（0.016石）	0.120
	糞（600束）	1.200	肥料（鯀搾粕12.5メ糞300束）	3.100
大麦	収穫（1.200石）	2.604	苗代拵蒔付及苗取（2人）	0.300
	屑（0.100石）	0.120	整地耕勸（4人）	0.800
	糞（50束）	0.400	挿苗播種（2人）	0.300
			除草（7人）	1.170
			施肥（2人）	0.300
			収納（10人）	1.350
			器具損耗料（器具費の50分の1）	0.120
			種苗（0.040石）	0.090
			肥料（鯀搾粕5メ人糞20荷）	1.600
			苗代拵蒔付及苗取	—
			整地耕勸（6人）	0.900
			挿苗播種（2人）	0.300
			除草（2人）	0.240
			施肥（1人）	0.120
			収納（6人）	0.660
			小作料 <sup>1</sup> （1石）	4.620
			地租等 <sup>2</sup>	2.127
	合計：	12.297	合計（自作農）：	13.847
			合計（小作農）：	16.340
収支差引（自作農）：			-1.550	
収支差引（小作農）：			-4.043	

1：小作農は小作料を負担するが、地租を負担しないので、支出においては自作農と相違する。

2：自作農は地租やそのほかの公租公課を負担するが、小作料を負担しないので、支出においては小作農と相違する。

出所：近藤 [1961]，表13を参考に作成。

の強制的な実行に伴い、農民は貨幣を調達せざるをえなくなった。地方市場がまだ発達していない地域では商人資本からなる「租税引受人」が現れ、農民に対して苛酷な収奪を行い、農民の没落をもたらした<sup>33</sup>。

高率な地租の金納化のもとで自作農は生産資料の一部までも販売を余儀なくされ、経営規模の更

<sup>33</sup> 注22を参照。

なる縮小をせざるを得なかった。なかには豪農や地主の小作農を兼業し、または土地を手放する農民も多かった。農民における自作農の割合は1883年（明治16年）の39.8%から1891年（明治24年）の32.12%まで低減し、一方で小作兼自作農の割合は32.12%から45.14%へと上昇し、小作農の割合も21.94%から22.69%へと増加した（平野 [1967], pp. 66-67）。すなわち金納制の強制は、自作農の自作兼小作農あるいは小作農への没落を促進した。さらにどうしても納税ができない農民は土地や家屋を担保に高利貸を借りざるをえなくなった。そしてそのほとんどは返済不能となった。多くの農民はわずか数銭の不納金のために土地や家屋を喪失してしまった（平野 [1967], pp. 18-22, pp. 46-60；石井 [2006], pp. 119-120）。

小作料の物納制の継承は地主の富裕化をもたらした一方で、小作農の窮乏化を招いた。先述したように維新政府は明治初期においては財政不足を賄うために大量の不換紙幣を発行した。それはインフレーションを招致し、とくに西南戦争の軍備を調達するための紙幣濫発はインフレーションの激化をもたらした。しかし、小作料は現物米納のため、米価騰貴による恩恵はもっぱら地主が享受した。表4に示されているように物価要素を考慮に入れば、地主の明治6年の検査例における小作料と同額を上納するには、明治7、8、9年の平均小作料率は15.9%で、明治11年から20年までは実に14%で足りるはずであった。しかし、小作料の現物納制の下では小作農は米価高騰によって利益を受けるところか、むしろ米価騰貴に伴う肥料や諸物価の高騰は小作農の負担を重くし、さらに彼らに一層の窮乏化をもたらした（平野 [1967], pp. 24-36）<sup>34</sup>。

このように法的に保障された高率の地租と小作料、地租の金納化および小作料の物納化の継承は、大多数の農民を農業だけでは生計が成り立たなくさせた。彼らはその不足の部分を補うために、養蚕や賃織りの副業に従事したり、あるいはその若い娘たちを紡績工業・製糸工場に出稼ぎに行かせたり、または鉱山・鉄道・土木工事場の労働者となったりするしかなかった。それは先述し

表4：物価騰貴による地主の小作料取得の変遷

	A 地主の純取得貨幣額、田一反につき	B 明治6年検査例における地主純所得を100とする	C 同検査例における地主の搾取率34%を貨幣上うるためには、米価騰貴すれば、現物納米は下の搾取率で足りる	D 農産物価格と一般物価指数との差の増大によれば、同上現物納米は下の搾取率で足りる
明治6年検査例	3264円	100	34	34
明治7・8・9年平均米価による	7093円	214	15.9	30.9
明治11年から20年に至る10年間の平均米価による	8051円	243	14.0	32.3

出所：平野 [1967], 33頁。

<sup>34</sup> 農民の没落は零細農民だけではなく、中小地主や中間農民の間にも見られた。前者の没落は明治14年から27年にわたる府県会議員の選挙権者数および被選挙権者数の急減から読み取ることができる。後者の没落は、明治16年から22年までの農用牛馬数の減少から明らかになっている（平野 [1967], pp. 61-66）。

た殖産興業に必要な労働者の供給源にはかならなかった<sup>35</sup>。そしてそのいずれかは奴隷に近い労働条件のもとで働かされ、彼・彼女らの低賃金労働やその肉体の消耗こそ日本の近代化への羽ばたきを支えた<sup>36</sup>。

## 小括

本章ではまず第1節においては地租改正の展開過程を概観し、地租と小作料は農民にとって極めて高率なものであり、改正事業は極めて恣意的・暴力的なものであったことが明らかになった。第2節では財政と労働者の側面を中心に殖産興業への地租改正の影響を通じて、地租改正による日本の近代工業化への意義を焦点に分析を行いたい。すなわち地租改正における高率な地租は日本の近代工業化の財政的な基盤となった。そして高率な地租の金納化は高率な小作料の物納制とともに農民からの土地収奪を激化させ、彼らの窮乏・没落を加速させ、近代工業化に必要な低賃金労働者も提供したのである。

## おわりに

本稿は西欧列強の脅威を重要な契機とした殖産興業政策の展開が日本の近代工業化にとっていかに重要な意味をもつかを再強調しながら、このような日本近代工業化の促進策の実施を可能にしたのは農村からの財政的基盤と大量の低賃金労働者の提供があったからことを立証した。すなわち地租改正後の大量な没落農民こそ日本の近代工業化を支えた功労者または犠牲者であったことを明らかにした。しかし、日本の近代工業化は大きなテーマであり、今後分析しなければならない課題もまた数多く残っている。

本文で述べたように近代工業化の主要政策である殖産興業政策は近代産業の移植だけではなく、近代的制度の移植などを含む幅広いものである。本稿では近代産業の移植に焦点を当てたが、近代的制度については触れていない。その導入がいかに行われたか、いかなる影響をもたらしたのかを明らかにすることは、殖産興業政策の意義を究明し、日本の近代工業化の展開への理解に大きく寄

<sup>35</sup> 明治初期においては都市の工場や鉱山に没落農民を十分に吸収する働き口がなかったため、没落農民の大多数は農村に滞在するしかなかったが、日清戦争（1896年・明治29年）以降、新しい経済発展の契機を獲得した日本は工場労働者の需要が急増し、これらの没落農民は工場労働者として工場に送り込まれ続けた（石井 [2006], p. 160 ; 高橋 [1973b], pp. 161-165）。

<sup>36</sup> 明治期の工業は軽工業を中心としたため、その工場労働者の6割近くは女工であった。その女工の大部分は貧困な農民の娘たちであった。一方、重工業における工場労働者は鉱山労働者を中心としたものであり、その大部分は農閑期に出稼ぎに行く農家（殆どが男子）であった。したがって鉱工業における賃金労働者はほとんど農村から提供されたと言える。彼らに支えられた製糸業・紡績業・織物業や金・銅・石炭など鉱業は、外貨稼ぎ産業として今日の日本経済の基軸となっている機械工業・金属工業などの発展に必要な資材を輸入するための資金を提供し、まさに日本の近代化の功労者（同時に犠牲者）であった。女工や鉱山労働者のような半熟練・不熟練労働者のほか、在来職人およびその子弟徒弟、旧武士階級、または職工養成学校や職工養成所の出身者からなる熟練労働者もいる。彼らは主に金属、機械、造船、車両などの重工業に従事していた（高橋 [1973b], pp. 159-174）。

与するだろう。

また近代工業化の財政的基礎を地租改正後の高率な地租に求めたが、それは財政創出の視点からの分析であり、財政節約の視点を欠いている。表2に示されているように廃藩置県後から明治9年秩禄処分が完了するまでにわたって、歳出における家禄・賞典禄および扶助金の割合は実に3割近くもあった。それは明治政府にとって大きな財政負担であった。それをいかに処分したのかといった財政節約の視点から近代工業化の財源を見る必要もある。さらに、秩禄処分を受けた武士は数の上では農民と比べ物にならないながらも、その大多数は熟練労働者として工場労働者となったため、近代工業化への労働者の提供の側面からも秩禄処分を分析する必要があるだろう。

#### 参考文献

- 浅田毅衛 [1997]「明治期殖産興業の終局と日本資本主義の確立」『明大商学論叢』79(1・2), pp. 187-209。
- 井村喜代子 [2000]『現代日本経済論 [新版] 一戦後復興, [経済大国], 90年代大不況一』有斐閣。
- 石井寛治 [2006]『日本経済史 [第2版]』東京大学出版会。
- 海野福寿 [1967]『明治の貿易』塙書房。
- E. H. ノーマン著, 大窪恩二訳 [2007]『日本における近代国家の成立』岩波文庫。
- 大内兵衛・土屋喬雄編 [1963]『明治前期財政経済史料集成』第7巻, 明治文献資料刊行会。
- [1979a]『明治前期財政経済史料集成』第4巻, 原書房。
- [1979b]『明治前期財政経済史料集成』第5巻, 原書房。
- [1979c]『明治前期財政経済史料集成』第6巻, 原書房。
- 梶西光速・加藤俊彦・大島清・大内力共著 [1980]『日本資本主義の成立 I 一 双書 日本における資本主義の発達 1』東京大学出版会。
- [1986]『日本資本主義の成立 II 一 双書 日本における資本主義の発達 2』東京大学出版会。
- 近藤哲生 [1961]「地租改正と寄生地主制」『土地制度史学』11, pp. 16-30。
- 佐々木寛司 [1973]「地租改正研究序説」『学習院史学』10, pp. 20-65。
- 秦 小紅 [2012a]「日本繊維産業における技術蓄積—製糸業を中心に」『商学研究論集』36, pp. 365-383。
- [2012b]「ブロック経済と日本紡績業—在華紡の展開を中心に」『商学研究論集』37, pp. 363-387。
- 関 順也 [1967]『明治維新と地租改正』ミネルヴァ書房。
- 田中豊喜 [1963]「明治絶対主義と殖産興業政策序説」『明大商学論叢』47(3), pp. 35-71。
- [1964]「封建的改革としての殖産興業—殖産興業政策前史(1)—」『明大商学論叢』47(6), pp. 1-38。
- 田中豊喜・浅田毅衛共著 [1978]『殖産興業政策史論—日本資本主義の形成と経済政策—』笠原書店。
- 高橋亀吉 [1968a]『日本近代経済形成史』第2巻, 東洋経済新報社。
- [1968b]『日本近代経済形成史』第3巻, 東洋経済新報社。
- [1973a]『日本近代経済発達史』第1巻, 東洋経済新報社。
- [1973b]『日本近代経済発達史』第2巻, 東洋経済新報社。
- [1973c]『日本近代経済発達史』第3巻, 東洋経済新報社。
- 千田 稔 [1972]「初期殖産興業政策論—廃藩置県以前の通商司と工部省」『一橋論叢』68(4), pp. 109-116。
- 遠山茂樹 [2000]『明治維新』岩波現代文庫。
- 丹羽邦男 [1962]『明治維新の土地変革』御茶ノ水書房。
- 平野義太郎 [1967]『日本資本主義社会の機構—史的過程よりの研究—』岩波書店。
- 福島正夫 [1962]『地租改正の研究』有斐閣。
- 山田盛太郎 [1992]『日本資本主義分析—日本資本主義における再生産過程把握』岩波文庫。